

官報 号外

平成十三年五月十八日

○第一百五十一回 衆議院會議録 第三十号

平成十三年五月十八日(金曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

裁判官訴追委員辭職の件

農住組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

午後一時三分開議
○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

裁判官訴追委員辭職の件

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

裁判官訴追委員杉浦正健君及び森山眞弓君から、訴追委員を辭職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官訴追委員の選挙

○議長(綿貫民輔君) つきましては、裁判官訴追委員の選挙を行うのでありますが、この際、あわせて、国土開発幹線自動車道建設會議委員の選挙を行います。

○小此木八郎君 裁判官訴追委員及び国土開発幹線自動車道建設會議委員の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官訴追委員に

長勢 甚遠君 及び 高村 正彦君

を指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設會議委員に

山崎 拓君 堀内 光雄君

及び 麻生 太郎君

を指名いたします。

○小此木八郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、參議院送付、農住組合法の一部を改正する法律案、都市緑地保全法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

農住組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 農住組合法の一部を改正する法律案、都市緑地保全法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。国土交通委員長赤松正雄君。

農住組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

都市緑地保全法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔赤松正雄君登壇〕

○赤松正雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農住組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き促進するため、農住組合の設立認可の申請を行うことができる期限を十年間延長することなど、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、都市緑地保全法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、都市における緑地の適正な保全、効率的な緑化の推進等を図るため、緑地保全地区内の緑地の保全のための管理協定制及及び建築物の敷地内における緑化施設整備計画の認定制度の創設等、所要の措置を講じようとするものであります。

両法律案は、參議院先議に係るもので、去る十六日本委員会に付託され、同日農住大臣が

らそれぞれ提案理由の説明を聴取し、本日質疑に入り、農住組合法の一部を改正する法律案につきましては、農住組合法が果たしてきた役割、今後の農住組合の設立見込み等について、都市緑地保全法の一部を改正する法律案につきましては、都市における緑地保全の推進方策、ヒートアイランド現象緩和のための都市緑化対策等について質疑が行われました。

両法律案は、本日質疑を終了し、採決いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(二異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時八分散会

出席國務大臣

国土交通大臣 扇 下景君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十一日、堀川参議院事務総長から谷事務総長あて、参議院は裁判官訴訟委員南野知恵子君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。佐々木知子君

(理事補欠選任)

一、去る十四日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 坂井 隆憲君(理事細田博之君去る八日委員辞任につきその補欠)

一、去る十六日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 逢沢 一郎君(理事植竹繁雄君去る一日委員辞任につきその補欠)

理事 古賀 正浩君(理事横内正明君去る一日委員辞任につきその補欠)

理事 西川 公也君(理事阪上善秀君去る七日委員辞任につきその補欠)

理事 長勢 甚遠君(理事杉浦正健君去る一日委員辞任につきその補欠)

理事 奥山 茂彦君(理事林田彪君去る七日委員辞任につきその補欠)

理事 滝 実君(理事松下忠洋君去る一日委員辞任につきその補欠)

理事 桜田 義孝君(理事大村秀章君去る七日委員辞任につきその補欠)

理事 若松 謙維君

理事 白保 台一君

理事 平岡 秀夫君

理事 仙谷 由人君

理事 城島 正光君

理事 金子善次郎君

理事 三塚 博君

理事 高島 修君

理事 龜井 善之君

理事 大原 一三君

理事 奥野 誠亮君

理事 森岡 正宏君

理事 岡下 信子君

理事 麻生 太郎君

理事 倉田 雅年君

一、昨十七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

総務委員会

理事 川崎 二郎君(理事佐藤勉君去る七日委員辞任につきその補欠)

国家基本政策委員会

理事 東 祥三君(理事東祥三君去る二月十四日委員辞任につきその補欠)

理事 牧野 隆守君(理事村田吉隆君去る一日委員辞任につきその補欠)

理事 今村 雅弘君(理事松本和那君去る七日委員辞任につきその補欠)

理事 宮路 和明君(理事蓮実進君去る七日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

池田 行彦君

石川 要三君

大原 一三君

奥野 誠亮君

龜井 善之君

高島 修君

三塚 博君

金子善次郎君

城島 正光君

仙谷 由人君

平岡 秀夫君

白保 台一君

若松 謙維君

補欠

福島 豊君

山口 富男君

森田 健作君

松島みどり君

麻生 太郎君

岡下 信子君

奥谷 通君

倉田 雅年君

池田 行彦君

山口 富男君

森田 健作君

松島みどり君

麻生 太郎君

岡下 信子君

奥谷 通君

倉田 雅年君

高木 毅君

中本 太衛君

森岡 正宏君

大石 尚子君

岡田 克也君

菅 直人君

末松 義規君

齊藤 鉄夫君

福島 豊君

塩川 鉄也君

宇田川芳雄君

大原 一三君

奥野 誠亮君

龜井 善之君

高島 修君

三塚 博君

城島 正光君

松野 頼久君

鈴木 淑夫君

山口 富男君

補欠

松島みどり君

林省之介君

渡辺 具能君

岡下 信子君

谷本 龍哉君

城島 宗明君

岡田 克也君

山岡 賢次君

内閣委員
 一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

横光 克彦君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
谷本 龍哉君	吉野 正芳君	横光 克彦君	菅野 哲雄君
松島みどり君	西川 京子君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
渡辺 具能君	奥谷 通君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
岡下 信子君	高鳥 修君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
奥谷 通君	亀井 善之君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
西川 京子君	大原 一三君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
林 省之介君	奥野 誠亮君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
吉野 正芳君	三塚 博君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
岡田 克也君	松野 頼久君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
鮫島 宗明君	城島 正光君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
山岡 賢次君	鈴木 淑夫君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
穀田 恵二君	山口 富男君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
菅野 哲雄君	横光 克彦君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君

内閣委員
 一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

小西 哲君	岡下 信子君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
宮澤 喜一君	宮本 一三君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
山花 郁夫君	大谷 信盛君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
岡下 信子君	小西 哲君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
宮本 一三君	宮澤 喜一君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君
大谷 信盛君	山花 郁夫君	菅野 哲雄君	菅野 哲雄君

財務金融委員
 冬柴 鐵三君
 上田 勇君

農林水産委員
 前田 雄吉君
 河村たかし君
 河村たかし君

国土交通委員
 赤嶺 政賢君
 大幡 基夫君
 赤嶺 政賢君

環境委員
 嶋山 邦夫君
 金子 哲夫君
 田村 憲久君
 中川 智子君
 中川 智子君

農林水産委員
 後藤田正純君
 高木 毅君
 谷本 龍哉君
 中本 太衛君
 後藤田正純君

農林水産委員
 後藤田正純君
 高木 毅君
 谷本 龍哉君
 中本 太衛君
 後藤田正純君

農林水産委員
 伊藤 忠治君
 山村 健君
 高木 陽介君
 中川 正春君
 松野 頼久君
 久保 哲司君
 久保 哲司君

農林水産委員
 伊藤 忠治君
 山村 健君
 高木 陽介君
 中川 正春君
 松野 頼久君
 久保 哲司君
 久保 哲司君

農林水産委員
 西川 京子君
 林 省之介君
 西川 京子君

農林水産委員
 浅野 勝人君
 林 幹雄君
 大谷 信盛君
 佐々木憲昭君
 松浪健四郎君
 麻生 太郎君
 山崎 拓君
 大谷 信盛君
 佐々木憲昭君
 松浪健四郎君
 麻生 太郎君
 山崎 拓君

農林水産委員
 日委員辞任につきその補欠
 理事 吉田六左門君 (理事萩山教嚴君去る一
 日委員辞任につきその補欠)
 理事 渡辺 具能君 (理事田中和徳君去る七
 日委員辞任につきその補欠)
 (特別委員辞任及び補欠選任)
 一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員
 大島 理森君
 白井日出男君

農林水産委員
 小林 憲司君
 大谷 信盛君
 小川 信盛君
 大谷 信盛君
 小川 信盛君

農林水産委員
 西川 京子君
 吉野 正芳君
 西川 京子君

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員
 大島 理森君
 白井日出男君

農林水産委員
 小林 憲司君
 大谷 信盛君
 小川 信盛君
 大谷 信盛君
 小川 信盛君

農林水産委員
 西川 京子君
 吉野 正芳君
 西川 京子君

山本 明彦君 大野 松茂君
阿部 知子君 日森 文尋君
大野 松茂君 三塚 博君
西川 京子君 佐田玄一郎君
松野 博一君 松本 和那君
小沢 和秋君 山口 富男君
日森 文尋君 七井たか子君

(議案提出)

一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

平成十三年度から平成十五年度までの間の各年度における公債発行額の限度に関する法律案 (岡田克也君外二名提出)

(議案受領)

一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

立候補休暇に関する法律案

民法の一部を改正する法律案

一、去る十六日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案

農住組合法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号) 総務委員会 付託

農住組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)(参議院送付)

以上二件 国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

平成十三年度から平成十五年度までの間の各年度における公債発行額の限度に関する法律案 (岡田克也君外二名提出)

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、調査の目的

三、調査の方法

四、調査の期間

本会期中 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十三年五月十四日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

予算委員長 野呂田芳成

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する再質問主意書(金田誠一君提出)

小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問

主意書(山花都夫君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

民間都市開発推進機構に関する質問主意書(川田悦子君提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

憲法第六六条第二項の文民規定に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「個人情報保護に関する法律案」に関する質問主意書(北川れん子君提出)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢和秋君外一名提出九州新幹線建設に伴う文化財保護に関する質問に対する答弁書

平成十三年四月二日提出

質問 第五四号

九州新幹線建設に伴う文化財保護に関する質問主意書

提出者 小沢 和秋 赤嶺 政賢

質問主意書

九州新幹線建設に伴う文化財保護に関する質問主意書

熊本県八代市に熊本県指定無形民俗文化財「八代神社祭礼神幸行列」がある。地元では「妙見祭」の名で知られており、江戸時代のはじめから伝

る祭りである。かつては長崎県諷訪神社・福岡県宮崎の祭りとともに、九州三大祭りといわれる盛況を呈していた。この神幸行列は、行列の道具立てと運行を含めたすべてが文化財として、一九六〇年に熊本県指定無形民俗文化財になった。

行列の先頭から最後部までの長さは二キロメートル近くまで及び、この行列は八代市内の塩屋八幡宮から八代神社までと、八代神社から砥崎の河原までを合わせた約六キロメートルの道路をねり歩くが、行列の最終盤を分断する形で、建設予定の九州新幹線が二箇所わたってほぼ南北に縦断していくことになる。

そこで、次の事項について質問する。

(一) 熊本県文化財保護条例第二十九条には、重要民俗文化財に関する事前協議の義務が明記され、届け出を行わずに着手すれば同条例違反となる。

新幹線の縦断はこの行列、すなわち無形民俗文化財の現状を変え大きな影響を与えると考えられるが、国と鉄道建設公団は新幹線の路線を決定するに際し、条例にもとづいて同県教育委員会に対し「八代神社祭礼神幸行列」の中を新幹線が通るといふ事前の届け出をいつ行い、いつ事前協議をしたのか。協議したのであれば、どういう結果になったのか具体的に答えられたい。

(二) 江戸時代初期から伝わる古式に則った祭りの最終場面を、新幹線高架橋が二箇所も縦断していくことになるが、文化財保護に支障をきたさないようにどのような対策を講じるのか。

(三) 文化財に指定されている行列の中に橋脚が

立ち、それによって行列の運行に支障をきたすようになれば、文化財の「指定解除」となる」と文化庁から説明を受けた。指定文化財の保護のため最大限努力すべきなのに新幹線建設のために「指定解除」という立場は全く本末転倒である。今後新たな区間の工事も予定されているので、事前協議を厳しく守らせることが必要ではないか。

(四) 日本考古学上の貴重な発見、優れた文化遺産の発見は、新幹線建設をはじめとする開発事業に伴う発掘調査の成果が大勢を占めているが、開発至上主義のもと、皮肉にもほとんどの遺跡が消えていく運命にある。一九九九年の統計によれば、全国の埋蔵文化財緊急発掘調査の件数は六千七百七十二件あったが、建設工事に伴う調査のため大多数が保存されることなく消滅している。開発優先の立場から、円滑化と称して発掘調査は開発の妨げとならないように迫られ、埋蔵文化財は保護ではなく「処理」されているのが実態である。

一九七五年、山陽新幹線は博多まで伸びたが、その建設工事に伴って当時の国鉄から委託を受け発掘調査を行った福岡県教育委員会は、調査報告書第一集の序文の中で、国鉄側との事前協議がきわめて不十分なまま調査を始めたこと、後進められていく予定の九州新幹線建設工事に伴って発見される貴重な埋蔵文化財も、今のままでは調査終了後は消えていくことが懸念される。

新幹線建設工事をめぐる埋蔵文化財の取り

平成十三年五月十八日 衆議院会議録第三十号

扱いに関しては、一九六六年に鉄建公団と当時の文化財保護委員会との間で交換された「日本鉄道建設公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書」がある。九州新幹線鹿児島ルートと、同長崎ルートの路線決定に際し、国と鉄道建設公団がこの覚書にもとづいて、事前に文化庁や関係各県の文化財担当部署との間でいっような協議を行い、その結果はどうであったか。すべて具体的に答えられたい。

(五) 九州新幹線建設に伴う調査中及び調査予定の各々の埋蔵文化財について、調査終了後その取り扱いはどうなるのか。また、その根拠となる協議、覚書の類はどういうものか。すべて明らかにされたい。

(六) 国と鉄道建設公団は、新幹線路線を周知の埋蔵文化財包蔵地からできるだけ避けて考えたとのことだが、埋蔵文化財はこれまで何もないと思われている所から突然発見される。ことが少なくない。机上で作った路線の公開後に発掘調査の日程だけを協議して「協議済み」というのであれば、前記の覚書や「鉄道建設等に伴う史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について」の趣旨が守られているとは考えられない。文化財行政側とはほとんど協議もなく路線が決定され、公表されているのが実状ではないか。

(七) 発掘調査の過程で予想もされなかった遺物・遺構の発見がされた場合、特に史跡指定級のものが発見された場合、路線の変更も検討しなければならぬことが起こりうる。どのように調整するのか。路線を決定する段階

議長長の報告

から文化財行政側の意見を十分に聞くことが必要ではないか。

(八) 新幹線建設工事に伴う発掘調査の委託契約書に、「発掘調査を行う教育委員会は、鉄建公団が行う九州新幹線建設工事と工事工程に支障のないよう努めるものとする」という条文がある。発掘調査は埋蔵文化財という性質上、調査途中で状況も変わらうが、この委託契約書のように終了期限を定められた調査では、文化財行政側はとにかく調査を早く終わらせることが課題となり、保存が必要と考えられる重要な発見があっても、文化財行政側から保存の声を出せないのではないか。

(九) 調査終了を急がされ十分な時間のない中で発掘調査では、現場での十分な検討もできないまま調査作業が進み、重要な所見を見落とすことにもつながりかねない。現場で十分な検討が加えられないまま作業が進められてしまえば、後で疑問点を解決しようとしても記録した写真や図だけでは不可能となる。十分な調査期間を保障するためにも、また、場合によっては遺跡の保存も考慮して、前記の発掘調査委託契約書の中から、「工事と工事工程に支障のないように」という条文は削除すべきであり、むしろ保存についての協議項目を追加すべきではないのか。

(十) 事業認定が行われてしまえば早期完成が優先され、このままでは文化財行政側の実態は発掘調査の早期終了が優先課題となる。文化庁の通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」の基本的事項を踏まえ、十分

な試掘、場合によっては本調査の結果を待つて路線の決定をすることも考えるべきではないか。

(十一) 新規着工予定の博多〜船小屋間は、路線決定に際し文化財保護の観点からの協議が十分であり、路線の位置の見直しが必要である。財源上の問題も大きい。拙速な着工は止めるべきではないか。

また今後予定されている長崎ルートについても、今のままでは文化財保護の観点から抜けたまま事業が始められることが懸念される。事前に文化財行政側の十分な調査結果を待って、路線の位置を再度検討し直すべきではないか。

(十二) 新幹線建設工事に伴う発掘調査事業費は「原因者負担の原則」により、事業者である鉄道建設公団が全額負担しているが、これは文化財保護法のどこにも明記されておらず、国の予算措置の考え方にすぎない。文化財保護の立場から強い指導力を発揮させるため、少なくとも国や国の機関が行う事業に伴う発掘調査は、文化財保護を主管する文化庁が、自ら予算を計上し事業主体となるべきではないか。

(十三) 発掘調査は本来文化財保護の目的で行うものであり、遺跡破壊の免罪符ではないはずである。調査を建設工事等の工程の一部ではなく文化財保護のために行う以上、国は保護したのについて正確に把握しているはずだ。発掘調査の終わった全国の埋蔵文化財が、どのような形態で保存されているか正確

に把握するため、国は具体的にどのような手を打っているのか。

また、直近から過去十年間、国や国の機関が行った公共事業に伴う発掘調査の結果、保存された埋蔵文化財の状況はどのようなものか、具体的に答えられたい。

(十四) 文化財行政側と鉄道建設公団や道路公団等の開発事業者側との間での埋蔵文化財をめぐる協議結果には、しばしば「その取り扱いが記録保存とする」と書かれている覚書が存在する。しかし、遺跡を写真や実測図などの色々な手段を使っても、記録して保存するなどということは理論的にもありえない概念で、現実には遺跡はどこにも保存されない。文化財保護法のどこにも「記録保存」という言葉はなく、開発等事業を円滑に進めるためにつくりだされた行政上の造語にすぎない。それによって文化財行政側は結果的に遺跡破壊を容認しており、「記録保存」の考え方は撤回すべきではないのか。遺跡はそれ自身が立地している場所に保存されてこそ真の保存である。形のある埋蔵文化財がなぜ記録によって保存できるのか。右質問する。

内閣衆質一五一第五四号
平成十三年五月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員小沢和秋君外一名提出九州新幹線建設に伴う文化財保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢和秋君外一名提出九州新幹線建設に伴う文化財保護に関する質問に対する答弁書

(一) について

御指摘の熊本県指定無形民俗文化財「八代神社祭礼神幸行列」は、熊本県指定重要無形民俗文化財「妙見宮祭礼神幸行列」(以下「行列」という。)のことであると考えられるが、「行列」は、無形の民俗文化財であるため、有形の民俗文化財である県指定重要民俗文化財について規定した熊本県文化財保護条例(昭和五十一年熊本県条例第四十八号)第二十九条第一項の規定は適用されないことから、日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)は、同項の規定に基づく届出を行っていない。なお、同項には、事前協議に関する規定はない。

(二) について

御指摘の新幹線高架橋は、行列が通る道路をまたぐ構造となっており、その道路面からの高さについては行列の通行に十分な高さが確保されること等、現在、公団と八代市教育委員会との間で祭の進行に支障を来すことがないようにするべく話し合いが行われているところである。

(三) について

(一) について述べたとおり、熊本県文化財保護条例には、無形の民俗文化財について事前協議を義務付ける規定はない。なお、国及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう努めなければならないも

(四) について

昭和四十一年四月一日に文化財保護委員会と公団との間で取り交わされた日本鉄道建設公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書(以下「覚書」という。)においては、公団の事業に係る埋蔵文化財包蔵地(以下「包蔵地」という。)の取扱いについて、事業が実施される前に公団が文化財保護委員会(現在では、都道府県教育委員会)に協議することとされており、路線の確定後の当該協議において、包蔵地は(イ)事業地区に含めないもの、(ロ)事業地区に含めるが保存を図るもの及び(ハ)埋蔵文化財の発掘調査(以下「発掘調査」という。)を行って記録を残すものの三種類に区分して取り扱われている。

公団は、九州新幹線(鹿児島ルート)については、鹿児島県教育委員会とは平成四年から平成十二年までの間に、熊本県教育委員会とは平成四年から現在に至るまで、福岡県教育委員会とは平成十年から現在に至るまで、覚書に基づく協議を行っており、その結果、現在までのところ、(イ)又は(ロ)に該当する包蔵地はなく、(ハ)に該当する包蔵地については、工事の着手前に発掘調査を行い、記録を残すこととしたところである。

なお、九州新幹線(長崎ルート)については、いまだ路線の確定には至っていないが、今後、路線が確定し公団が事業を実施する場合には、

(五) について

九州新幹線(鹿児島ルート)の建設に伴う発掘調査は、覚書に基づき公団が熊本県及び鹿児島県に委託して実施しているが、公団と両県との間の埋蔵文化財包蔵地発掘調査委託契約(以下「委託契約」という。)に基づき、発掘又は発見された出土品については、公団に代わって両県により、法令上の諸手続が執られ、適切に保管されることとなる。さらに、両県は、受託業務が完了したときは、発掘調査報告書を公団に提出するとともに、公団に代わって同報告書を両県の教育委員会に提出することとされているため、調査終了後の埋蔵文化財の記録についても適切に保存されることとなる。

また、両県の教育委員会は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第五十七条の三第四項及び第九十九条第一項第六号の規定に基づく勧告として、公団に対し、発掘調査の結果、重要な遺跡が発見された場合には、その保存について別途両県の教育委員会と協議するよう、あらかじめ通知しており、重要な遺跡の保存については、公団が関係する県教育委員会と協議して定めることとなる。

(六)及び(七) について

新幹線の路線が確定されるに当たっては、公団はその候補ルート上の土地につき事前に文献等により埋蔵文化財の分布状況を調査して、新

幹線建設が包蔵地に与える影響を評価し、その結果について地元自治体及び地元住民の意見を十分に聴取した上で、できる限り包蔵地を避けて候補ルートを選定するように配慮しているところである。

なお、路線の確定後であっても、発掘調査の結果、重要な遺跡が発見された場合には、(五)について述べたとおり、公団は、関係する都道府県教育委員会と必要に応じ路線の変更も含めて協議を行うこととなる。

(八)及び(九)について

委託契約は単年度契約であり、ここでは発掘調査の期間は年度末までとされているが、仮に調査期間が不足する場合には、次年度以降に改めて委託契約を締結し、発掘調査を継続することが可能である。

また、委託契約における受託者たる熊本県及び鹿児島県は、現地における埋蔵文化財発掘の専門的知見を有する者として、九州新幹線建設に伴う事前の発掘調査を円滑に行い、公団に代わって出土品についての法令上の諸手続の実施や発掘調査報告書の提出等を行うものであり、行政上の立場とは異なることから、委託契約に遺跡の保存についての協議項目を定めることはなじまない。

一方、熊本県教育委員会及び鹿児島県教育委員会は、(五)について述べたとおり、発掘調査の結果、重要な遺跡が発見された場合には、その保存について別途協議するよう、あらかじめ公団に対して通知している。

このように、両県の教育委員会は、法令に基づき、埋蔵文化財の保護上必要な措置を採るこ

とができることとされている。

(十)について

(六)及び(七)について述べたとおり、新幹線の路線が確定されるに当たっては、公団は事前に文献等により、埋蔵文化財の分布状況を調査し、できる限り包蔵地を避けて候補ルートを選定するように配慮しているところである。

一方、新幹線建設に伴う発掘調査については、土地の大幅な形質変更をもたらすことから、通常、当該土地の買収が必要となるが、限りある財源の有効利用を図る観点から、路線の確定後、事業用地の範囲を確定した上で、当該用地において実施することが現実的であり、路線の確定前に発掘調査を行うことは困難であると考えている。

なお、発掘調査の結果、重要な遺跡が発見された場合には、(六)及び(七)について述べた協議を行うこととなる。

(十一)について

九州新幹線博多・船小屋間については、本年四月二十五日に同区間を含む博多・新八代間の工事実施計画が認可され、同区間の路線が確定したところであり、今後は(四)について述べたとおり、公団は佐賀県教育委員会及び福岡県教育委員会と包蔵地の取扱いについて協議を行うこととなる。また同区間の着工は、平成十二年十二月十八日の政府・与党申し合せに基づき、安定的な財源見通しを確保した上で行われているものであり、拙速な着工ではない。

また、九州新幹線(長崎ルート)については、現在その候補ルートについて、地元自治体及び地元住民の意見等を踏まえ、最終的な検討を

行っているところである。

(十二)について

埋蔵文化財は、貴重な国民的財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものである。しかしながら、開発事業によりやむを得ず現状のまま保存できない場合には、少なくとも当該埋蔵文化財の記録を保存するため、法令に基づき、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業の事業者に対し発掘調査の実施を指示し、その発掘調査の経費についても、当該開発事業が個人の住宅建設である場合等を除いて、当該事業者が負担を求めらるることとなっている。

このことは、事業者が国の機関等である場合も同様であり、文化庁が自ら予算を計上し発掘調査の事業主体となることは考えていない。

(十三)について

文化庁では、毎年度、都道府県等の教育委員会が発掘により文化財を発見した場合の法第五十九条第二項の規定による通知及び都道府県等の教育委員会が行う法第六十一条第一項の規定に基づく出土文化財の鑑査についての事務処理状況の調査を通じて、埋蔵文化財の保存状態を把握しているが、このうち国の機関が行った公共事業に伴う発掘調査の結果、保存された埋蔵文化財のみを対象とした調査はしておらず、お尋ねの状況については把握していない。

なお、平成十二年十二月、都道府県教育委員会の担当者に対し、都道府県における埋蔵文化財調査体制と遺跡の実態に関するアンケート調査を実施し、その中で、平成五年以降、国の機関が行った公共事業に伴う発掘調査の結果によ

り保存された遺跡についても記入を依頼したところであり、現在、取りまとめ中である。

(十四)について

全国には膨大な数の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、また、土地の利用関係と密接に関係していることから、すべての埋蔵文化財を現状で保存することは現実的に困難である。このため、やむを得ず現状のまま保存できない場合には事前の発掘調査を行い、その埋蔵文化財が有している歴史的・文化的意義を明らかにし、遺構を中心にその記録を作成して、出土遺物とともに将来のために保存しているところである。

なお、法においても、第五十七条の二第二項で、発掘調査による埋蔵文化財の記録の作成が定められているところである。

(答弁通知書受領)

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員阿部知子君外一名提出農地法などの地方公共団体における運用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年六月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

農住組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月十六日

参議院議長 井上 裕
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年五月十八日 衆議院會議録第三十号

農住組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

都市緑地保全法の一部を改正する法律案及び同報告書

農住組合法の一部を改正する法律

農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第三項中「平成十三年五月十九日」を「平成二十三年五月十九日」に改める。

第六十八条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、組合の地区に飛び農地が含まれる場合においては、次の各号のいずれかに該当するときになければ、前条第一項の認可をしてはならない。

一 当該飛び農地を住宅地等として利用する見込みが確実であり、かつ、当該飛び農地について所有権又は使用収益権を有する者で設立の同意を申し出たものが組合の地区内にある市街化区域内農地(飛び農地であるものを除く。)において当面営農を継続する見込みが確実であると認められるとき。

二 当該飛び農地を農地等として利用する見込みが確実であり、かつ、政令で定めるところにより当該飛び農地を農地等として利用することが組合の地区内にある市街化区域内農地等(飛び農地であるものを除く。)の住宅地等への円滑な転換に資することとなると認められるとき。

第八十八条第一項中「第九条第一項の認可を受けた交換分合計画において定められた一団の営農地等の区域に属する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 組合が土地区画整理事業を行う場合において、土地区画整理法第八十六条第一項の認可を受けた換地計画において定められたその換

地又は同法第九十八条第一項の規定により指定されたその仮換地が同法第四条第一項の認可を受けた事業計画において定められた一団の営農地等の区域に属する農地等

二 組合が土地に関する権利の交換分合を行う場合において、第九条第一項の認可を受けた交換分合計画において定められた一団の営農地等の区域に属する農地等

第八十八条第二項中「前項に」を「前項各号に」に改め、「かつ、」の下に「前項第一号に規定する一団の営農地等にあつてはその換地又は仮換地が当該区域に属する農地等、同項第二号に規定する一団の営農地等にあつては」を加え、「前項の」を「同項の」に改める。

附 則

この法律は、平成十三年五月二十日から施行する。

農住組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き促進するため、所要の改正を行うこととするもので、その内容は次のとおりである。

1 農住組合の設立認可の申請を行うことができる期限を十年間延長し、平成二十三年五月十九日までとすること。

2 飛び農地を含む農住組合の設立認可要件を緩和し、飛び農地において当面の営農が継続

される場合にも、農住組合の地区に加えることができることとする。

3 農住組合が交換分合を行う場合に加え、土地区画整理事業を行う場合においても、生産緑地地区の指定要請を行うことができることとする。

4 この法律は、平成十三年五月二十日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換を引き続き促進するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

都市緑地保全法の一部を改正する法律

都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 緑地保全地区(第三条―第十三条)を」

「第二章 緑地保全地区」

第一節 緑地保全地区に関する都市計画

第二節 管理協定(第九条の二、第九条の三)

第三節 雑則(第十条―第十三条)

等(第三条―第九条)に、「第三章の三 緑地管理機構(第二十条の六―第二十条の十一)」を「第三章の四 緑地管理機構(第二十条の六―第二十条の十一)」に改める。

第二条の二第二項第三号ロ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 第九条の二第一項の規定による管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

第二条の二第二項第三号ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 緑地保全地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項

ある。右報告する。

平成十三年五月十八日

国土交通委員長 赤松 正雄

衆議院議長 綿貫 民輔殿

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月十六日

参議院議長 井上 裕

衆議院議長 綿貫 民輔殿

第二条の二第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十二条において」を「以下」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二章第三条の前に次の節名を付する。

第一節 緑地保全地区に関する都市計画等

第五条第九項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十條の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第九條の二第一項の規定により締結された管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

第九條の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 管理協定

(管理協定の締結等)

第九條の二 地方公共団体又は第二十條の六第一項の規定により指定された緑地管理機構が第二十条の七第一号に掲げる業務のうち管理協定に基づく緑地の管理に関するものを行うものは、緑地保全地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、当該緑地保全地区内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者(以下この節において「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「管理協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の緑地の管理を行うことができる。

一 管理協定の目的となる土地の区域(以下「管理協定区域」という。)

二 管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項

三 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必

要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

四 管理協定の有効期間

五 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定については、管理協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 管理協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 基本計画との調和が保たれ、かつ、基本計画に第二條の二第二項第三号ロ(3)に掲げる事項が定められている場合にあつては当該事項に従つて管理を行うものであること。

二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、管理協定に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内にある場合に

あつては当該中核市の長)と協議し、その同意を得なければならない。ただし、都道府県が当該都道府県の区域(指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の緑地管理機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の

認可を受けなければならない。

(管理協定の縦覧等)

第九條の三 地方公共団体又は都道府県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第九條の四 都道府県知事は、第九條の二第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 管理協定の内容及び、第九條の二第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(管理協定の公告等)

第九條の五 地方公共団体又は都道府県知事は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該都道府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第九條の六 第九條の二第二項から第五項まで及

び前三條の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第九條の七 第九條の五(前条)において準用する場合を含む。の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第九條の八 第九條の二第一項の緑地管理機構が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第四百二十二号。以下「樹木保存法」という。)第二條第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての樹木保存法の規定の適用については、樹木保存法第五條第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、樹木保存法第六條第二項及び第八條中「所有者」とあるのは「都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、樹木保存法第九條中「所有者」とあるのは「所有者又は都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」とする。

第三節 雑則

第十條に次の一項を加える。

2 国は、地方公共団体が行う緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備(基本計画、管理協定又は第二十條の二第一項

若しくは第三項の規定により締結された市民緑地契約において定められた当該施設の整備に関する事項に従って行われるものに限る。)に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

第十二条中「この章の規定により」を「この章(前節を除く。以下この条において同じ。)の規定により」に改める。

第二十条の二中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体又は前項の緑地管理機構は、緑地保全地区又は第二条の二第二項第三号ハの地区内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による土地の所有者の申出がない場合であつても、当該地区内における同項に規定する土地の所有者と市民緑地契約を締結して、当該土地に市民緑地を設置し、これを管理することができる。

第二十条の五を次のように改める。

(樹木保存法の特例の準用)

第二十条の五 第九条の八の規定は、第二十条の二第一項の緑地管理機構が管理する市民緑地内の樹木又は樹木の集団で樹木保存法第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第二十条の六第一項中「法人」の下に「又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人」を加える。

第二十条の七第一号中「市民緑地を」管理協定

に基づく緑地の管理並びに市民緑地」に改め、同条中第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 住民等の利用に供する認定緑化施設の管理を行うこと。

三 認定事業者の委託に基づき、認定計画に従った緑化施設の整備又は認定緑化施設の管理を行うこと。

四 認定事業者に対し、認定計画に従った緑化施設の整備に必要な資金のあつせんを行うこと。

第二十条の八中「前条第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第三章の三を第三章の四とし、第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 緑化施設整備計画の認定

(緑化施設整備計画の認定)

第二十条の五の二 第二条の二第二項第三号ハの地区内の建築物の敷地内(当該建築物の屋上、空地その他の屋外に限る。)において緑化施設を整備しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該緑化施設の整備に関する計画(以下「緑化施設整備計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 緑化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積
- 二 整備する緑化施設の概要、規模及び配置
- 三 緑化施設の整備の実施期間
- 四 緑化施設の整備の資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項
(緑化施設整備計画の認定基準)

第二十条の五の三 市町村長は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る緑化施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、緑化施設整備計画の認定をすることができる。

一 緑化施設を整備する建築物の敷地面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。

二 緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。

三 緑化施設整備計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。

四 緑化施設の整備の実施期間が、緑化施設整備計画を確実に遂行するため適切なものであること。

五 緑化施設整備計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 前項第二号の緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

(緑化施設整備計画の変更)

第二十条の五の四 緑化施設整備計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定を受けた緑化施設整備計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(報告の徴収)

第二十条の五の五 市町村長は、認定事業者に対し、認定計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る緑化施設の整備の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条の五の六 市町村長は、認定事業者が認定計画に従つて緑化施設の整備を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消し)

第二十条の五の七 市町村長は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、緑化施設整備計画の認定を取り消すことができる。

(住民等の利用に供する認定緑化施設の管理)

第二十条の五の八 地方公共団体又は第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に従つて整備された緑化施設(以下「認定緑化施設」という。)のうち住民等の利用に供するものを管理することができる。

(樹木保存法の特例の準用)

第二十条の五の九 第九条の八の規定は、前条の緑地管理機構が同条の規定に基づき管理する認定緑化施設内の樹木又は樹木の集団で樹木保存法第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第二十三条中「の一を」のいずれかに、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十一条第一項」の下に「又は第二十条の五の五」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日以後この法律による改正後の都市緑地保全法(以下この条において「新法」という。)第二条の二の規定に基づき緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下この条において「基本計画」という。)が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市緑地保全法第二条の二の規定に基づき定められている基本計画を新法第二条の二の規定に基づき定められた基本計画とみなす。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第三号及び第六十五条の三第一項第三号中「規定により買い取られる場合」の下に「(都市緑地保全法第八条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。)」を加える。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、都市における緑地の適正な保全、効率的な緑化の推進等を図るため、管理協定制度的及び緑化施設整備計画の認定制度の創設等所要

の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公共団体又は緑地管理機構は、緑地保全地区内の土地の所有者等全員と管理協定を締結し、当該管理協定の目的となる土地の区域内の緑地の管理を行うことができるものとすし、当該協定は、その公告後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

2 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画において緑化の推進を重点的に図るべき地区として定められた地区内の建築物の敷地内において緑化施設を整備しようとする者は、緑化施設整備計画を作成し、市町村長の認定を受けることができるものとし、地方公共団体又は緑地管理機構は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に従って整備された緑化施設のうち住民等の利用に供するものを管理することができるものとする。

3 緑地管理機構の指定の対象となる法人として特定非営利活動法人を追加するものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、都市における緑地の適正な保全、効率的な緑化の推進等を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十二年五月十八日

国土交通委員長 赤松 正雄
衆議院議長 綿貫 民輔殿

明治三十五年三月二十一日
印刷郵便認可

発行所	東京市○五八四四五番四丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号部 一〇五円